

# 令和元年度 ひょうご次世代産業高度化プロジェクト

## 補助金 公募要項

### 「航空機分野企業内体制整備支援事業（国際品質マネジメントシステム規格（JISQ9100）、国際特殊工程認証システム（Nadcap）及び公用規格 認証取得支援）二次」

#### （事業目的）

航空機産業への参入にあたっては、川下企業から品質を担保するために JIS Q 9100 等の品質管理システム、Nadcap 等の特殊工程に対する認証や、公用規格認定材料及び製品としての認定の取得を求められます。県内の事業者これら認証取得に要する認証費用や、専門家によるコンサルタント、認証取得のための企業内で実施する試験等の費用補助を支援します。それにより、航空機関連分野への航空機産業の参入を目指す企業内体制整備に寄与し、以って雇用の促進を図ります。

また、今後県内事業者の航空機分野での利活用を普及促進するために、本事業では多様な利活用の事例を集積し、公開してゆくこととします。

応募に際しては、本公募要領をご熟読のうえ、必要書類を（公財）新産業創造研究機構に提出してください。

#### 公募期間

令和元年8月19日（月）～9月6日（金）（午後5時30分まで）

■補助金申請書の様式については、以下のホームページからダウンロードできます。

URL : <https://www.niro.or.jp/>

本公募要領は、「ひょうご次世代産業高度化プロジェクト補助金交付実施要領」に従って実施されますので、必ず、ご確認ください。

#### <お問い合わせ先>

（公財）新産業創造研究機構（NIRO） 航空機・航空エンジン総括部 担当：遠崎（えんざき）  
〒650-0046 神戸市中央区港島中町 6-1 神戸商工会議所会館 4F  
TEL : 078-306-6806 FAX : 078-306-6811  
URL : <https://www.niro.or.jp/>

## 1. 補助制度の内容

この補助制度の内容は下記のとおりです。

<p>補助事業 及び 補助対象事業者</p>	<p>補助事業： JIS Q 9100 の品質管理システム、Nadcap の特殊工程に対する認証や公用規格の取得に要する経費を補助します。</p> <p>令和 2 年 2 月末日までに認証取得が見込まれる事業を対象とします。認証取得が令和 2 年 3 月末となる場合も、補助対象としますが、令和 2 年 2 月末の時点で、最終審査を終え、指摘事項の解決ができていないことが必要です。</p> <p>また、<u>令和 3 年 2 月末日までに認証取得が見込まれる場合も、補助対象としますが、この場合は今年度の補助金の対象は補助金交付決定通知後から令和 2 年 3 月 6 日（金）までに、支払を完了した費用が対象となります。</u>令和 2 年度の補助金は次年度初めの公募採択にて継続して支援します。</p> <p>JIS Q 9100 の県下の工場の追加認証や Nadcap での他の特殊工程の追加認証も対象とします。</p> <p>なお、他の国・県・市町村等からの認証取得に対する助成金・補助金との併給はできません。</p> <p>補助対象事業者： 次の条件①、②を全て満たす事業者。</p> <p>① 兵庫県内に事業所を有し、県内で補助事業を実施し、航空機産業への参入・取引拡大のため、令和 3 年 2 月末日までに認証取得を目指す企業（既に構築を開始している事業者も対象としますが、補助対象は交付決定日以降に発生する経費のみとなります）で、表 1 に示す指定主要業種、又は指定関連業種である。</p> <p>② 補助事業の途上又は終了後に、NIRO 又は兵庫県が刊行又はインターネットで公開する「事例集」等に事業の要旨を公開可能であり、また、NIRO 又は兵庫県が主催又は共催、後援する発表会、セミナー等において、補助事業で実現した航空機分野での適用事例の発表が可能である。</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>申請料（申込料）・審査料（書類審査、予備審査、本審査の各審査費用）・認証料（初回登録料）、コンサルタント費用（謝金・旅費）、翻訳・通訳に係る費用、認定試験費（ただし人件費を除く）、試験委託費</p> <p>（注）令和 3 年 3 月末に認証取得ができなかった場合は、令和 2 年度発生分の補助金は交付されません。</p> <p>（注）補助金交付決定通知後から補助事業実施期間満了日までに費用が発生しとは、その間に業務行為がなされ、費用請求があることを言います。</p>
<p>補助率</p>	<p>1 / 2 以内</p>

補助限度額	1, 500千円/社（令和元年度分）
-------	--------------------

表1 「ひょうご次世代産業高度化プロジェクト」の対象業種

指定主要業種	化学工業（16）、金属製品製造業（24）、生産用機械器具製造業（26）、電気機械器具製造業（29）、輸送用機械器具製造業（31）
指定関連業種	家具・装備品製造業（13）、プラスチック製品製造業（18）、ゴム製品製造業（19）、窯業・土石製品製造業（21）、鉄鋼業（22）、非鉄金属製造業（23）、はん用機械器具製造業（25）、業務用機械器具製造業（27）、電子部品・デバイス・電子回路製造業（28）、情報通信機械器具製造業（30）、情報サービス業（39）、インターネット付随サービス業（40）、技術サービス業（74）

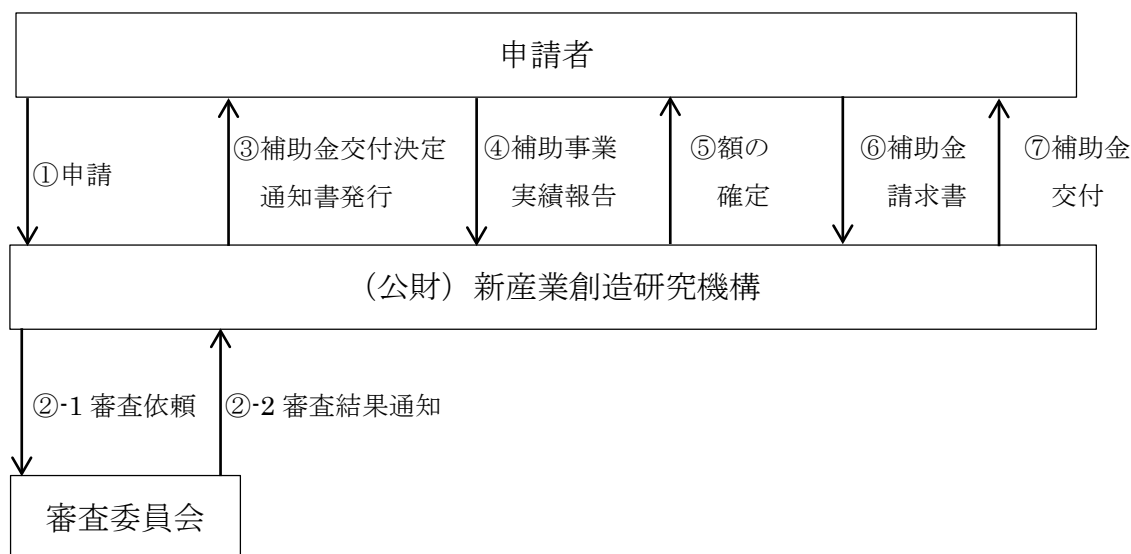
## 2. 事務の流れ

申請に対し、審査委員会による審査を経て交付決定がなされ、（公財）新産業創造研究機構から「補助金交付決定通知書」を発行します。認証取得後、補助事業者からの補助事業実績報告を受けて、書類審査及び必要に応じて現地調査のうえ、補助金の額を決定し、補助事業者からの請求書の提出を受けて補助金を交付します。

※ 補助金交付決定通知後に発生した費用が対象となります。

※ 補助対象経費については、認定後、申請者で支払いを完了させてください。また決済に当たっては必ず口座振込で処理してください（現金手渡して領収書受領は不可）。決済状況を確認の上、補助金の額を決定、交付します。

※ 令和元年度については、対象事業の完了報告が令和2年3月6日（金）までに必ず提出できる案件であることが条件となります。



### 3. 補助手続

#### (1) 申請

補助を希望される方は所定の書類を揃えて、(公財) 新産業創造研究機構へ申請してください。

##### <申請に必要な書類>

- 補助金交付申請書 (様式第 1 号)
- 収支予算書 (様式第 1 号 別記)
- 補助事業計画書 (様式第 1 号 別紙)

##### <添付書類>

- 直近 2 期決算書
- 調査確認書
- 航空機産業新規参入もしくは事業拡大ビジネスプラン (様式は自由です)
- 兵庫県「ひょうご次世代産業高度化プロジェクト」への参加申込書 (写)
- 認証取得に係わる申請申込書 (写)、申請受領書 (写) もしくはこれに代わるもの (既に構築を開始している企業)、  
又は、(令和 3 年 2 月末までの取得を目指す企業)
  - 認定取得日程計画書 (様式不問)
  - 認証機関との契約書 (写) または、認証取得コンサルタントとの契約書 (写)、  
又は、上記契約の見積書 (写)
- 会社案内パンフレットもしくは準ずるもの

#### (2) 審査

- ① (公財) 新産業創造研究機構が設置する審査委員会の中で補助対象としての妥当性を審査の上、補助金交付を決定させていただきます。
- ② 審査する項目は下記のとおりです。
  - 補助対象事業者として要件を満たしているか。
  - 補助対象の経費項目が妥当か。
  - 収支予算が適正で事業内容が適切か。
  - 補助金申請額は妥当か。
  - 補助事業の目的 (航空機分野の県内での多様な利活用の事例を広く集積し、公開することへの適合性)

#### (3) 補助金交付決定通知書

- ① 審査委員会で採択された申請者は「補助金交付決定通知書」を発行します。
- ② 採択されなかった申請者には、「不採択通知書」を送付します。

#### (4) 事業完了報告

補助事業者は事業完了後、速やかに所定の書類を揃えて（公財）新産業創造研究機構へ補助事業実績報告書を提出してください。

<事業完了報告に必要な書類>

- 補助事業実績報告書（様式第8号）
- 収支決算書（様式第8号 別記）
- 事業実施結果報告書（様式第8号 別紙）
- 経費の支出を証する書類（写）
- 認定取得登録証書（写）（令和3年2月末までの取得を目指す企業は不要）

#### (5) 書類審査および現地調査

- ① 実績報告書を受領後、報告に係る書類の審査および必要に応じて現地調査を行い、成果が交付決定の内容等に適合しているかどうかを審査します。適合していると認める時は交付すべき額を確定し、補助事業者に通知します。なお、必要に応じ、中間検査を行うことがあります。
- ② 補助事業者からの補助金請求書を受け、補助金を交付します。

#### (6) 留意事項

- ① 補助認定後、計画変更等によって補助事業の対象となる工事内容等や金額に変更が生じた場合、速やかに「補助金交付決定内容変更承認申請書」を提出してください。届出に対し、補助金交付決定変更承認通知書を発行します。内容によっては、補助金額が変更になったり、認定そのものを取り消させていただくことがありますのでご了承ください。
- ② 事業の遂行が困難となった場合は、速やかに電話等で連絡のうえ、「補助事業遂行困難状況報告書」を提出してください。
- ③ 不適切な補助金申請、その他申請条件への違反等の事情が助成金交付後に判明した場合には、既に交付した補助金の返還を求めますのでご了承ください。